

1. 計画策定の目的

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に基づき、同法第5条第1項の「地域公共交通計画」を策定するために必要な調査・検討を実施し、豊後高田市地域公共交通計画を策定し、現交通体系を見直し、より効率的・効果的な交通体系を構築することを目的としています。

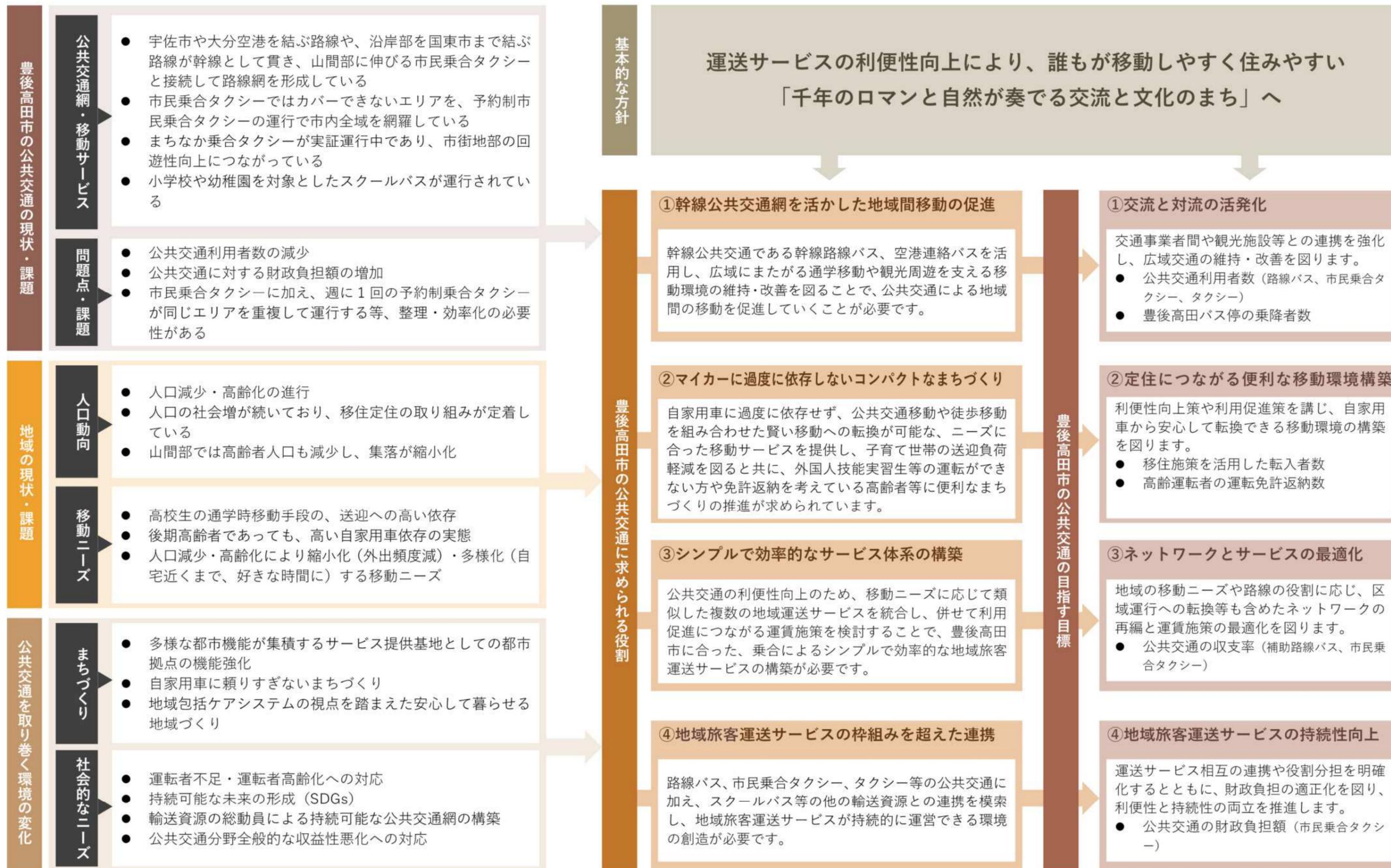
2. 計画の期間 令和6(2024)年1月から令和10(2028)年9月末までの5年間

3. 計画の対象区域 豊後高田市全域

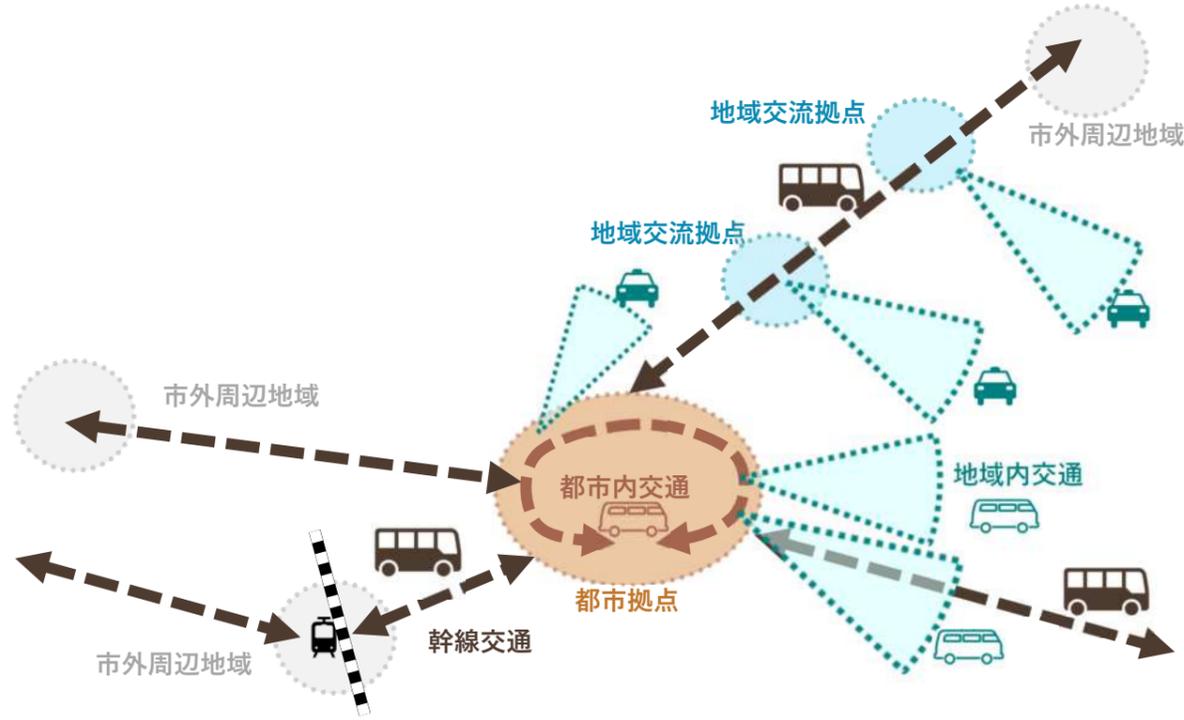
4. 課題や取り巻く環境の変化の整理・分析

住民アンケート調査、高校生アンケート調査、中学3年生保護者アンケート調査、観光来訪実態調査、WEBモニター観光実態調査、交通事業者ヒアリングを実施したことで、地域や地域公共交通の抱える課題と取り巻く環境について、整理・分析を行いました。

5. 基本的な方針と豊後高田市公共交通の将来像



6. 公共交通ネットワーク形成に向けた基本的な考え方



サービス	役割	移動の質と量	形成や連携の方向性
公共交通	幹線交通	大規模	● 幹線的な路線バスを高頻度かつ幅広い時間帯で確保
	都市内交通		● 都市拠点内の商業核や中心市街地、交通核（結節点）等の周遊時の利便性を確保
	地域内交通		● 主に地域内の基礎的な生活行動を支える移動手段を確保
その他の補完的サービス	● 通学や通院、通勤等の特定の移動目的に対応した公共交通を補完する移動手段の確保	小規模・限定的	● 公共交通を補完するサービスとして、必要に応じて相互の連携を図る

7. 実施事業

豊後高田市における公共交通の目標および将来像の達成に向け、基本方針に基づいて、設定した実施事業を以下に示します。

各事業は、記載する実施主体が事業を推進するものとしますが、本計画期間内においても事業の有効性等を鑑みて、随時、実施事業及び事業内容は見直しを行います。

計画目標		スケジュール					
実施事業	実施主体	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
		<b>交流と対流の活発化</b>					
観光や商業施設等と連携した利用促進	豊後高田市地域活力創造課 観光施設・商業施設等	連携を模索					
	交通事業者	順次連携施策を実施					
公共交通同士の接続改善	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	検討・継続的に改善					
高校生やアクティブシニアなどターゲットを絞った利用促進	豊後高田市地域活力創造課、社会福祉課	検討・実施					
広域に跨る幹線交通の維持・改善	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	路線・ダイヤなどの定期的な見直し					
<b>定住につながる便利な移動環境構築</b>							
ICTを活用したデマンド運行システムを用いた都市内交通の利便性向上（フィーダー補助活用）	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	検討 →実証運行 →効果検証	本格運行				
運転免許証の自主返納支援	豊後高田市市民課	継続的に実施					
<b>ネットワークとサービスの最適化</b>							
利用ニーズを踏まえたコミュニティ交通の運行内容の再編（フィーダー補助活用）	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	再編検討→実証運行 →効果検証	本格運行				
市域全体を対象とした新たな運賃体系の設定	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	運賃施策検討 →実証運行→効果検証	本格導入				
<b>地域旅客運送サービスの持続性向上</b>							
公共交通の持続的な運行に向けた人材確保支援	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者、大分県	検討	実施				
輸送資源の統合に向けた検討	豊後高田市地域活力創造課、交通事業者	実施可能性検討					

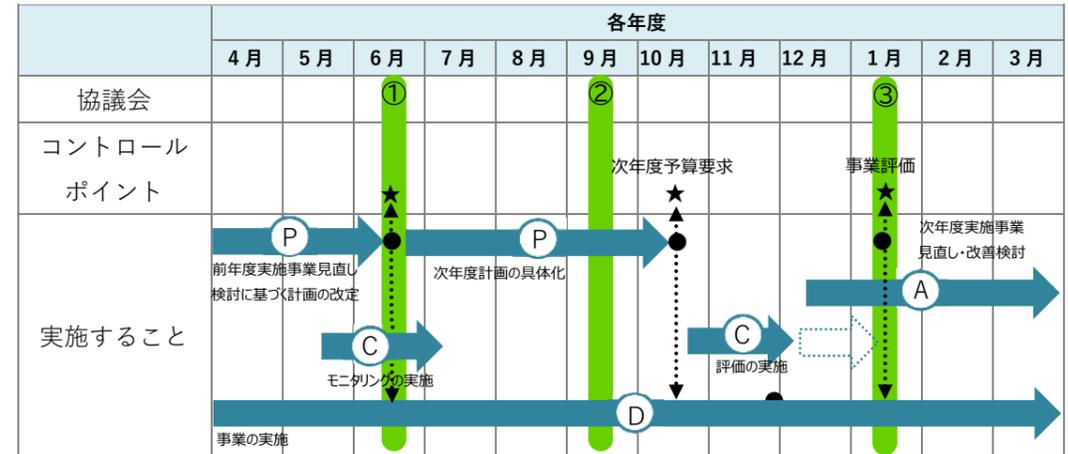
8. 計画の達成状況を評価する数値指標

計画目標				
数値指標	現状値 令和3年度	中間値 令和8年度	目標値 令和10年度	
<b>交流と対流の活発化</b>				
公共交通利用者数	路線バス	83,890人	75,501人	75,501人
	市民乗合 タクシー	15,606人	14,045人	14,045人
	タクシー	23,856回	21,470回	21,470回
【設定の考え方】利用者数を人口減少の推計と新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員の減を考慮し、現状から約1割減程度を維持することを目標に設定。タクシーについては、利用者数ではなく、乗客を乗せて運行した回数を指標に設定。 【データ取得方法】豊後高田市で集計（交通事業者よりデータ提供） 【評価時期】毎年				
豊後高田バス停の乗降客数	14,965人/年	13,418人/年	13,418人/年	
【設定の考え方】観光来訪者の公共交通利用を維持する。 【データ取得方法】交通事業者より取得 【評価時期】毎年				
<b>定住につながる便利な移動環境構築</b>				
移住施策を活用した転入者数	327人	327人	327人	
【設定の考え方】自家用車に過度に依存しない移動しやすい環境を整えることで転入者数を増加させ、過去10年間の移住者数の最高値である327人を維持する。 【データ取得方法】豊後高田市で集計 【評価時期】毎年				
運転免許証自主返納者数 (豊後高田警察署管内)	120人	128人	132人	
【設定の考え方】高齢者が運転免許証を安心して返納できる環境を目指し、現状値の10%増を目標値と設定した。 【データ取得方法】豊後高田警察署保有データ 【評価時期】毎年 ※運転免許証自主返納者にはバス・乗合タクシー・タクシー等で使える共通利用券を発行。				
<b>ネットワークとサービスの最適化</b>				
公共交通の収支率 (補助路線バス(伊美線、国道中高線、宇佐参宮線)、コミュニティ交通(市民乗合タクシー))	27.5%	27.5%	27.5%	
【設定の考え方】公共交通の最適化を図り収支率の現状を維持する。 【データ取得方法】豊後高田市決算額及び公共交通事業者より取得 【評価時期】毎年				
<b>地域旅客運送サービスの持続性向上</b>				
市民一人当たりの公共交通の財政負担額 (補助路線バス、市民乗合タクシー、まちなか乗合タクシー)	743円/年 (令和4年度)	743円/年	743円/年	
【設定の考え方】市民一人あたりの財政負担額の現状維持を目指す。 【データ取得方法】豊後高田市決算額及び公共交通事業者より取得 【評価時期】毎年				

9. PDCAサイクルによる計画の継続的な改善

目標を達成するためには、計画的に事業を進めることが重要です。  
 そのために、継続的に取組みを実施していく(Do)と同時に、その取組み結果を詳細に把握・評価し(Check)、課題が見つければさらに見直しを検討・調整し(Action)、新たな取組みの計画を立案する(Plan)という「PDCA」のサイクルに基づいて、達成状況の評価を進めていきます。

表1 PDCAの実施サイクル



10. 計画の推進体制

本計画は、改正地域公共交通活性化再生法及び交通政策基本法の趣旨に鑑み、計画の策定主体である本市を中心に、豊後高田市地域公共交通会議の構成員である交通事業者、地域住民、行政が一体となり、それぞれが主体性を発揮しながら、推進を図ります。

表2 計画の推進体制一覧表

事業主体	役割
豊後高田市	関係者との密接な連絡調整 新規事業の企画・立案
交通事業者	旅客運送サービスの質の向上 利用状況等のデータの収集・分析 積極的な利用促進事業の実施
地域住民等	公共交通機関の積極的な利用 情報発信などの積極的な啓発活動の実施 地域等における要望等の取りまとめ
県	広域的な見地からの助言
国	先進事例等の情報提供 行政及び交通事業者の人材育成

豊後高田市地域公共交通会議（事務局：豊後高田市役所 地域活力創造課内）  
 〒879-0692 大分県豊後高田市是永町 39-3  
 TEL：0978-25-6392 / FAX：0978-22-2725